

くしろ 男女共同参画通信

ともに創りあげる社会をめざして

Vol. 7

発行日：平成15年11月5日



〒085-0018 釧路市黒金町7丁目4番
釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習女性課

31-4579 Fax22-9096

「女性に対する暴力をなくす運動」 …… 11月12日から25日

平成13年6月5日、内閣府男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することが決定されました。

女性に対する暴力に関する問題、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。

夫、パートナーからの暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性への暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、DVは配偶者を傷つけるだけでなく、児童虐待や離婚による家庭崩壊等の危険性もはらんでいます。

本来暴力は、その対象とする性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありませんが、暴力の実態を直視したとき、特に女性への早急な対応が求められます。

釧路市におけるDV関係相談件数推移

釧路警察署における相談件数 (件)

平成14年度相談受理件数 ()内数

児童家庭課	H.11	H.12	H.13	H.14	警察署	相談総数	裁判所保護命令
DV相談	25	33	51	64	釧路市内	50	(16)
DV法活用			(1)	(5)	釧路管内	6	(4)

平成13年施行の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」による保護命令には6ヶ月間の接近禁止命令と2週間の退去処分の2種類があり、違反者には1年以下の懲役か100万円以下の罰金が科せられる。

全国一斉 女性の人権ホットライン

女性だけの「なんでも相談所」を開設します

相談は 0154-31-2110 へ

11月22日(土)10:00~14:00 まで

女性の人権擁護委員さんが、あなたの相談をお待ちしています

一人で悩まず、お気軽にお電話ください。

問い合わせ先

釧路地方法務局人権擁護課 TEL 31-5014

講演会を開催します

「役割にとらわれない生き方」

- 生き・粋き・生きる -

講師 梶井祥子氏(武蔵女子短期大学助教授)

日時 12月20日(土)午後1時30分

会場 交流プラザさいわい 3階大ホール

主催 教育委員会・くしろカウンセラークラブ

託児 事前に申し込みしてください

連絡先 教育委員会生涯学習女性課

31-4579

配偶者からの暴力の防止に関する相談窓口をご利用ください

- ・警察(ストーカー・など女性に対する暴力全般) 釧路方面本部 TEL23-9110(# 9110)
- ・被害者相談(毎週金曜日 10:30~14:30) TEL 24-6002
- ・釧路市保健福祉部児童家庭課 (8:50~17:20) TEL 31-4540
- ・釧路支庁地域政策部環境生活課 (9:00~17:00) TEL 41-1110



女性学・ジェンダーフォーラムに参加して

釧路市女性道外派遣研修事業

釧路市では、地域で活躍する人材を育てることを目的として「釧路市女性道外派遣研修事業」を実施しています。

平成 15 年度の派遣者は一般公募の中から次の 3 名の方が、埼玉県嵐山町国立女性教育会館で開催された「女性学・ジェンダーフォーラム、- 私の権利 -」に参加してきました。8 月 21 日から 25 日の 5 日間の研修レポートから感想の一部を紹介します。

ジェンダーを考えるときは様々な視点で 上見利恵さん

ジェンダーに対する意識とその活動に興味を持って研修に参加しました。

ワークショップはジェンダーを多角的に捉えられるよう、家庭・職場・社会・教育とそれぞれの視点で選択しました。

ジェンダーについては、女性であっても年齢や立場、環境によってその考え方に大きな差があることや一つの視点からの偏った見方を避けること、職場や家庭において平等でもどちらか一方に差別があれば真の平等とはいえない等、様々な場面で男女平等を意識することが大切であることを学ぶことができ、このような機会を与えられたことに感謝し、今後に生かしていきたいと思えます。

迫力・熱意に圧倒され続けた 3 日間 福本美樹さん

最初は、常連参加者の雰囲気や圧迫に萎縮していましたが、北海道からの参加ということで暖かい声をかけていただき思い出深い交流となりました。

「毎年同じ顔が参加するのではなく、新しい顔が大切」と力強い言葉をいただき「色々吸収しよう」と決意し、私自身が興味を持った分野のワークショップに参加しました。

「教育・学習」のテーマでは「差別体験授業」を体験し、性的役割の押し付けの危険性や全てを平等に扱うことへの疑問など考えていかなければならない課題もあると思いました。

全国からのパワーあふれる人達の集まりでしたが地方からの参加者ほど意欲的で情報発信を自らが進める意識の高さを感じ、交流の中で人間的資質を磨く機会に出会えたことに感謝します。

大きな力、パワーをいただきました 千田弘子さん

女性が生きるための権利を確保するために一歩を踏み出したのは今から 30 年前と基調講演の中で触れておりました。

女性運動はこれまで様々な活動を展開し、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しましたが、これまでの長い年月多くの女性たちがどれほど悩み苦しんできたのか計り知れません。

今も、苦しんでいる女性たちがこの「法律」によって救済されることを心から願っています。

私は、今回の研修のテーマを「DV」関連に絞って参加しましたが共鳴できる方たちとの出会いもあり、大きなパワーをいただいて帰りました。

このような研修機会をいただきありがとうございました。

